

# 令和5年第6回議会臨時会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第6回臨時会
2	開会	令和5年11月30日
3	閉会	令和5年11月30日
4	会期	1日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	出席11名 欠席 0名
6	議案件数	9件（うち議員提出 0件）
7	議決の状況	(1)原案可決 9件
8	その他	傍聴者 1名
9	会議録の写し	別紙のとおり添付
10	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和5年 第6回南幌町議会臨時会 会議録

令和5年11月30日(木)

午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	湯 本 要	2番	西 股 裕 司
3番	星 真 希	4番	熊 木 惠 子
5番	佐 藤 妙 子	6番	細 川 美喜男
7番	加 藤 真 悟	8番	石 川 康 弘
9番	高 橋 修 平	10番	家 塚 雅 人
11番	側 瀬 敏 彦		

2. 欠席議員

なし

3. 会議録署名議員

9番 高 橋 修 平                      10番 家 塚 雅 人

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 齊 藤 隆                      事務局主査 梶 田 健太郎

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 大 崎 貞 二                      教 育 長 西 田 篤 人  
農業委員会会長 鍋 山 洋 一                      監 査 委 員 白 倉 敏 美

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	小 林 史 典	総 務 課 長	笠 原 大 介
まちづくり課長	藤 田 雅 章	住 民 課 長	藤 木 雅 彦
税 務 課 長	渡 辺 廣 貴	保 健 福 祉 課 長	谷 藤 朋 代
産 業 振 興 課 長	岩 本 聖	都 市 整 備 課 主 幹	澤 口 淳
会 計 管 理 者	蛭 沢 千 晴	病 院 事 務 長	渡 部 浩 二

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 鈴 木 潤 也

8. 選挙管理委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長(総務課長) 笠 原 大 介

9. 公平委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員(総務課長) 笠 原 大 介

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 砂田隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって召集されました令和5年第6回南幌町議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程は、あらかじめ御手元に配付したとおりでございます。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。

指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名をいたします。

9番 高橋 修平議員、10番 家塚 雅人議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は11月30日、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本臨時会は11月30日、本日1日限りと決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和5年8月分、9月分及び10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については御手元に配付したとおりでございます。

これもちまして報告済みといたします。

日程4 議案第55号から日程12 議案第63号の9議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程4 議案第55号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程5 議案第56号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程6 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程7 議案第58号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程8 議案第59号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第5号)

●日程9 議案第60号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 日程10 議案第61号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)
- 日程11 議案第62号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程12 議案第63号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)

以上、9議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました、議案第55号から議案第63号までの9議案につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、議案第55号及び議案第56号につきましては、いずれも令和5年人事院勧告にかんがみ、議会議員、常勤特別職について、期末手当の支給率を変更するため、本案を提案するものです。

次に、議案第57号及び議案第58号につきましては、令和5年人事院勧告による国家公務員の給与改定をかんがみ、本案を提案するものです。

次に、議案第59号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与等の改定に係る追加、物価高騰支援対策として実施する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び生活応援チケット事業に係る経費の追加、あったか灯油支給事業費の追加、歳入では、あったか灯油支給事業に係る道支出金の追加、財政調整基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,704万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,923万7,000円とするものです。

次に、議案第60号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では、基金繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,055万5,000円とするものです。

次に、議案第61号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、歳出で人事院勧告をかんがみて行われる給与等の改定に係る追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に33万1,000円を追加し、7億2,586万9,000円とするものです。

次に、議案第62号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行われる給与の改定等に係る追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,965万6,000円とするものです。

次に、議案第63号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、人事院勧告をかんがみて行わ

れる給与の改定等に係る追加、歳入では、一般会計繰入金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,289万9,000円とするものです。

議案第55号から議案第58号につきましては総務課長が、議案第59号につきましては副町長が、議案第60号につきましては住民課長が、議案第61号につきましては病院事務長が、議案第62号につきましては都市整備課主幹が、議案第63号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、初めに議案第55号、議案第56号の2議案についてご説明申し上げます。

今回の改正は、令和5年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町におきましても職員の給与改定を行うことなどをかんがみて、議会議員、常勤特別職について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うものでございます。なお、2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第55号の説明をもって、議案第55号並びに議案第56号の説明とさせていただきます。

それでは、別途配布しております、議案第55号資料南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第5条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改めるものでございます。これにより、年間支給率が4.5カ月となり、昨年度と比較して0.1カ月分が引き上げられます。

次に、附則、期末手当の特例、第25項として、令和5年12月支給分の期末手当に6月支給分の新・旧支給率の差である0.1カ月分を加算して支給することを加えるものです。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行する。以上で、議案第55号、議案第56号の説明を終わります。

続きまして、議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。初めに、改正の概要について申し上げます。令和5年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与等の改定を行うもので、第1条は令和5年4月1日遡及適用分、第2条は令和6年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。第1条関係は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き、俸給月額を平均1.1%増額し、さらに期末手当と勤勉手当をあわせて0.1か月分引き上げるもので、令和5年4月1日に遡って実施するものでございます。第2条関係は、期末手当及び勤勉手当について、6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、令和6年4月1日から施行するもの

でございます。それでは、別途配布しております議案第57号資料新旧対照表をごらん願います。

最初に、第1条による改正、令和5年4月1日遡及適用分の説明を行います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

期末手当、第16条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改めるものでございます。

次に勤勉手当、第16条の4第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、次ページにまいります。同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改めるものです。ここでは、一般職に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05カ月分引き上げ、結果、期末・勤勉手当の年間支給率を4.5カ月分に、また、暫定再任用職員に係る期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025カ月分引き上げ、年間支給率を2.35カ月分とするものでございます。

次に、以降の別表につきましては、第5条関係の給料表を改正するものです。別表第1、2ページから6ページ中段にかけては、行政職給料表（一）です。大卒採用職員の初任給を11,000円、高卒採用職員の初任給を12,000円引き上げ、これを踏まえて、全ての号給について所要の改定を行うものです。この表の2ページ、高卒初任給は1級5号級で「154,600円」を「166,600円」に、大卒初任給は、次ページ、1級25号級で「185,200円」を「196,200円」に改定されます。次に、6ページ中段から10ページにかけては、別表第4、医療職給料表（二）で、町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。次に、10ページ中段から16ページにかけては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職（二）及び（三）の給料表においても、行政職と同様の引き上げを行うものでございます。続きまして、17ページをごらん願います。

第2条による改正、令和6年4月1日施行分の説明を行います。期末手当、第16条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものです。

次に、勤勉手当、第16条の4第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものです。ここでは、第1条関係で説明しました、令和5年4月1日遡及適用に係る一般職の期末・勤勉手当併せて0.1カ月分及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当併せて0.05カ月分の引き上げについて、令和5年度においては12月期分に加算して支給するとしたものを、令和6年度以降は、6月期

と12月期において、期末・勤勉手当の支給率の平準化を図り、均等に加算して支給する改正でございます。

次に、附則、施行期日等、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

次ページにかけまして、第2項、第1条の規定は、令和5年4月1日から適用する。

第3項、給与の内払については、第1条の改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす規定でございます。

第4項については、規則への委任規定です。以上で、議案第57号の説明を終わります。

続きまして、議案第58号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。初めに改正の概要について申し上げます。令和5年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことなどをかんがみて、第1号会計年度任用職員について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うもので、第1条は公布の日からの施行分、第2条は令和6年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。それでは、別途配布しております議案第58号資料新旧対照表をごらん願います。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所でございます。

第1条による改正につきましては、期末手当、第14条第3項中「100分の67.5」を「100分の70」に改めるものです。これにより、期末手当を0.025カ月分引き上げ、年間支給率を1.375カ月分とするものです。

次に、次ページ、第2条による改正につきましては、期末手当、第14条第3項中「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものです。これは、令和6年度以降の期末手当について、6月期と12月期における支給率の平準化を図り、均等に加算して支給する改正でございます。

最後に附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。以上で、議案第58号の説明を終わります。

副町長。

それでは、議案第59号 令和5年度南幌町一般会計補正予算（第5号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。補正予算書9ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額14万8,000円の追加です。一般管理経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の一般事務職報酬及び期末手当を追加するものです。

7目交通安全対策費、補正額15万5,000円の追加です。交通安全対策推進事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の交通安全推進員報酬及び期末手当を追加するものです。

議 長  
副 町 長



9目職員給与費、補正額16万7,000円の追加です。職員給与費で、人事院勧告による国の給与法改正に伴い、一般職、特別職、第2号会計年度任用職員の給与改定及び一般職の職員異動分について精査し追加するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額1億2,561万7,000円の追加です。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で、令和5年度分町民税非課税世帯並びに令和5年1月から令和6年2月までの間に家計急変した世帯を対象に、エネルギー、食料品価格の高騰に伴う、生活・暮らしの支援を行うもので、1世帯あたり7万円を追加給付します。対象世帯は1,060世帯を見込み、12月中に初回の支給を行います。生活応援チケット事業で、エネルギー、食料品価格の高騰に伴い、町民への生活支援として、町内の店舗で使用できる5,000円分の商品券を全町民に配布する経費を追加するものです。商品券につきましては、12月中旬の配布を予定しています。次ページにかけまして、社会福祉総務経費で、燃料価格高騰に伴い、高齢者、障がい者、ひとり親世帯を対象として、1世帯あたり1万3,000円を助成する、あったか灯油支給事業に係る経費を追加するものです。対象世帯は500世帯を見込み、12月中に初回の支給を行います。

3目高齢者福祉費、補正額8万4,000円の追加です。介護保険特別会計繰入金を追加するもので、後ほど介護保険特別会計で説明いたします。

7目後期高齢者医療費、補正額10万4,000円の追加です。後期高齢者医療事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の看護師、管理栄養士報酬及び期末手当を追加するものです。

次に、2項1目児童福祉総務費、補正額22万8,000円の追加です。学童保育事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の放課後児童指導員報酬及び期末手当を追加するものです。次ページにまいります。

4款衛生費1項2目予防費、補正額2万8,000円の追加です。成人保健事業で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の管理栄養士報酬及び期末手当を追加するものです。

次に、7款土木費3項3目公共下水道費、補正額23万円の追加です。下水道事業特別会計繰入金を追加するもので、後ほど下水道事業特別会計で説明いたします。

次に、9款教育費4項6目生涯学習センター管理費、補正額28万6,000円の追加です。生涯学習センター運営経費で、職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の図書室職員報酬及び期末手当を追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。予算書8ページをお開きください。

16款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額50万円の追加です。7節社会福祉総務費道補助金として、あったか灯油支給事業に係る補助金です。

次に、19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1億2,

640万4,000円の追加です。財源調整を行うものです。

次に、21款諸収入4項2目後期高齢者医療広域連合受託事業収入、補正額14万3,000円の追加です。後期高齢者医療事業に係る受託事業収入です。

以上、歳入歳出それぞれ1億2,704万7,000円を追加し、補正後の総額を80億1,923万7,000円とするものです。以上で、議案第59号の説明を終わります。

議 長  
住民課長

住民課長。

続きまして、議案第60号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。なお、今回の補正予算につきましては、給与改定に伴い会計年度任用職員の報酬及び期末手当を追加するものです。初めに歳出から説明をいたします。8ページをごらんください。

5款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費、補正額20万円の追加です。会計年度任用職員の看護師、管理栄養士及び保健師、それぞれの報酬及び期末手当を追加するものです。

続いて、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

6款繰入金2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、補正額20万円の追加です。財源調整のため追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ20万円を追加し、補正後の総額を9億9,055万5,000円とするものです。以上で、議案第60号の説明を終わります。

議 長  
病院事務長

病院事務長。

議案第61号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）を説明いたします。初めに3ページをごらん願います。収益的収入及び支出のうち、支出です。

1款病院事業費用1項1目給与費、33万1,000円の追加です。国の給与法改正による職員の給与改定に伴い、一般職及び会計年度任用職員の給与を精査し追加するものです。1節給料では、看護師給を、2節職員手当等では、会計年度任用職員の期末手当をそれぞれ追加するものです。1ページをごらん願います。

中段、第2条、収益的支出の予定額につきまして、病院事業費用33万1,000円を追加し、補正後の総額を7億2,586万9,000円とし、その下、第3条では、給与費33万1,000円を追加し、補正後の総額を4億2,847万1,000円とするものです。11ページをごらん願います。

この結果、令和5年度南幌町病院事業会計予定貸借対照表における、7剰余金、(2)ロ、当年度純利益は、支出の追加分33万1,000円を減額し、2,906万5,000円となります。以上で、議案第61号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課主幹

都市整備課主幹。

続きまして、議案第62号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1 款下水道事業費 1 項 2 目管理費、補正額 2 3 万円の追加です。いずれも人事院勧告による国の給与法改正に伴い、該当する職員給与費に係る必要経費を追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。7 ページをごらんください。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額 2 3 万円の追加でございます。歳出で職員給与費の追加に伴い財源が不足する分について、一般会計からの繰入金を追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ 2 3 万円を追加し、補正後の総額を 3 億 9, 9 6 5 万 6 千円とするものでございます。以上で、議案第 6 2 号の説明を終わります

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、議案第 6 3 号 令和 5 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明をいたします。初めに歳出から説明いたします。8 ページをごらんください。

1 款総務費 3 項 1 目認定調査等費、補正額 8 万 4, 0 0 0 円の追加です。職員の給与改定に伴い、介護認定調査等を行う会計年度任用職員の報酬及び期末手当等を追加するものです。

次に、歳入の説明をいたします。7 ページをごらんください。

6 款繰入金 1 項 5 目その他一般会計繰入金、補正額 8 万 4, 0 0 0 円の追加です。職員の給与改定に伴い、会計年度任用職員の報酬及び期末手当の追加による一般会計からの事務費繰入金です。

以上、歳入歳出それぞれ 8 万 4, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 8 億 6, 2 8 9 万 9, 0 0 0 円とするものです。以上で、議案第 6 3 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

質疑にあたりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第 5 5 号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 5 5 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 6 号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 5 6 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

（なしの声。）

御質疑がありませんので、議案第 5 7 号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第 5 8 号 南幌町第 1 号会計年度任用職員の報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第5号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第60号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声。)

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本9議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声。)

それでは採決いたします。採決にあたりましては議案ごとに行います。

議案第55号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第56号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第59号 令和5年度南幌町一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第60号 令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第61号 令和5年度南幌町病院事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第62号 令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第63号 令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(なしの声。)

御異議なしと認めます。よって、本臨時会はただいまをもって閉会  
といたします。  
ご苦労さまでした。

(午前10時12分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

9 番 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_